

平成 21 年 3 月 6 日
独立行政法人国立美術館
東京国立近代美術館

競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成 18 年法律第 51 号）に基づく「東京国立近代美術館本館及び工芸館の管理・運營業務」に係る契約の締結について

独立行政法人国立美術館東京国立近代美術館（以下「美術館」という。）は、「東京国立近代美術館本館及び工芸館の管理・運營業務」（以下「本件業務」という。）について、次のとおり契約を締結しました。

1 契約の相手方の住所、名称及び代表者の氏名

(1) 東京都新宿区市谷本村町 2 - 1

鹿島建物総合管理株式会社

代表取締役社長 武信 浩

(2) 東京都中央区日本橋蛸殻町 2 - 13 - 9

株式会社協栄

代表取締役社長 山田 賢治

(3) 東京都港区西新橋 1 - 1 - 3

株式会社シービーエス

取締役社長 西村 日出穂

(4) 東京都江戸川区篠崎町 3 - 12 - 6

三東運輸株式会社

代表取締役 田口 勝久

2 契約金額

530,340,147 円（税込）

（注）上記金額は総価契約の金額及び単価契約の金額（予定数量×単価）に基づいた、業務委託期間（平成 21 年 4 月 1 日～平成 24 年 3 月 31 日）の 3 年間の額。

3 本件業務の内容及びその実施に当たり確保されるべき質

(1) 本件業務の内容等

本件業務の実施内容

民間事業者は、下記の業務を実施することとする。

- ア 統括管理業務
- イ 建築設備維持管理業務
- ウ 清掃業務
- エ 廃棄物処理業務
- オ 環境衛生管理業務
- カ 植栽管理業務
- キ 運営支援業務

本件業務の詳細な実施内容は「別添資料 1：仕様書」に定めるとおりである。

本件業務の実施に当たり確保されるべき質と評価の指標

ア 包括的な質の設定

本件業務の実施に当たり、基本的な方針は、「管理・運営業務を通して、快適な施設利用を可能とするとともに、当該施設における公共サービスの円滑な実施を可能とすること。」とする。

民間事業者への要求事項、評価指標、及び要求水準は、以下のとおりである。

項目	要求事項	評価指標	要求水準
継続性・安定性の確保	美術館を継続的、安定的な利用に供すること。	美術館の一時的閉館や開館不能の状態を招くような重大な業務上の瑕疵の発生	0回
信頼性の確保	美術館運営に重要な支障を与えないこと。	美術館運営に重要な影響を与える業務上の瑕疵による事象(作品の損傷・紛失、人身事故、等)の発生	0回

イ 個別業務の質の設定

民間事業者への要求事項、評価指標、及び要求水準は、以下のとおりである。

項目	要求事項	評価指標（注1）	要求水準
館内及び外構清掃業務	施設が清潔な環境に保たれていること。	アンケートによる観客の「清掃状況」の不満足度（注2）	5%以下
植栽管理業務	視覚的、衛生的に適切な植栽管理がなされていること。	アンケートによる観客の「植栽管理」の不満足度（注3）	5%以下
会場管理業務	館内での会場管理業務（監視、応対等）が適切に行われていること。	アンケートによる観客の「会場管理業務」の不満足度（注4）	5%以下
総括評価（注5）	個別業務が年間を通じて適切に行われていること。	アンケートによる観客の「総括評価」の不満足度（注6）	10%以下

注1 から の個別業務については、美術館が実施する指定のアンケート（以下「アンケート」という。）1回ごとに集計した結果を基に算出する。

注2 アンケートで、「清掃状況」に対して「不満足」と回答した数（以下、「A」という。）を回収済みアンケートの票数（以下、「D」という。）で割った割合

注3 アンケートで、「植栽管理」に対して「不満足」と回答した数（以下、「B」という。）をDで割った割合

注4 アンケートで、「会場管理業務」に対して「不満足」と回答した数（以下、「C」という。）をDで割った割合

注5 総括評価については、1年間で徴取したアンケートすべてについて集計した結果を基に算出する。

注6 総括評価については、以下の計算式に基づいて計算する。

$$\text{総括評価} = \frac{A + B + C \text{ (年間合計数)}}{D \text{ (年間合計数)}}$$

(2) モニタリングの実施

美術館は、民間事業者が行う前記 に示した本件業務の実施状況についてモニタリン

グを実施する。基本的なモニタリングの方法は、以下のとおりである。

種 類	方 法
日常モニタリング	<ul style="list-style-type: none"> • 民間事業者は、毎日自らの責任により、業務遂行状況について業務日誌を作成し、美術館に提出する。 • 民間事業者は、毎日の業務日誌を取りまとめ、業務月次報告書として、美術館に提出する。 • 利用者や美術館の職員からの苦情等があった場合には、美術館に報告する。 • 本件施設の運営に影響を及ぼすような、「重大な事象」が発生した場合及び発生する恐れのある場合には、民間事業者は速やかに美術館に報告する。
定期モニタリング	<ul style="list-style-type: none"> • 美術館は、月に数回、本件施設内を巡回し、予め協議の上決定されたモニタリング項目に従って、各業務の遂行状況を確認・評価する。 【想定しているモニタリング項目（その方法）】 <ul style="list-style-type: none"> ・ 収蔵庫内の温湿度（機器による測定） ・ 展示場内環境（機器による測定） ・ 清掃の状況（目視、職員ヒアリング） ・ 植栽管理の状況（目視、職員ヒアリング） ・ 会場管理の状況（目視、職員ヒアリング） • 美術館の職員及び民間事業者が出席する「モニタリング評価委員会（仮称）」を月に1回開催し、日常モニタリング、定期モニタリングの結果報告を行うとともに、利用者及び職員からの苦情等の発生についての検討や意見交換等を行う。
随時モニタリング	<ul style="list-style-type: none"> • 必要に応じ、美術館の職員が施設内を巡回し、各業務の遂行状況を確認・評価する。

4 本件業務の実施期間

本件業務の実施期間（委託期間）は、平成21年4月1日～平成24年3月末日までの3年間とする。

5 美術館に対して報告すべき事項、秘密を適正に取り扱うために必要な措置その他の委託業務の適性かつ確実な実施の確保のために契約により民間事業者が講ずべき措置

(1) 報告事項等

報告事項

- ア 民間事業者は、本件業務に係る収入支出経費を 1 年に 1 回美術館に報告するとともに、必要に応じて美術館から求められた場合にも報告することとする。
- イ 民間事業者は、前記 3 (2) で規定された、美術館が行うモニタリングに必要な文書を作成し、美術館に提出する。
- ウ 民間事業者は、本件業務を実施するに当たり、委託期間中の事故の防止等、利用者の安全衛生については十分配慮するとともに、事故等が発生した場合は、迅速に対応するとともに、速やかに美術館に報告しなければならない。また、美術館の必要に応じて、文書を作成し、美術館に提出する。
- エ 美術館は、民間事業者から報告を受けた前記 0 ~ 0 の結果及び定期並びに随時モニタリングの結果について取りまとめの上、1 年に 1 回公表するとともに官民競争入札等監理委員会に報告するものとする。

調査

美術館は、本件業務の適正かつ確実な実施を確保するために、前記 の報告や美術館が行うモニタリングの確認結果及び別途行うアンケート調査の結果により、必要があると認めるときは、法第 2 6 条第 1 項に基づき、民間事業者に対し、本件業務の状況に関し必要な報告を求め、又は民間事業者の事務所において、本件業務の実施の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査し、若しくは関係者に質問することができるものとする。事務所への立入検査をする美術館の職員は、検査等を行う際には、当該検査が法第 2 6 条第 1 項に基づくものであることを民間事業者に明示するとともに、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示するものとする。

指示

美術館は、民間事業者による委託業務の適正かつ確実な実施を確保するために必要があると認めるときは、民間事業者に対し、必要な措置をとるべきことを指示することができるものとする。

(2) 秘密事項個人情報等の管理

個人情報保護

民間事業者は、個人情報の保護に関する法律(平成 1 5 年法律第 5 7 号)に基づき、

個人情報の適切な管理をしなければならない。また、民間事業者が本件業務に関して知り得た美術館の情報についても適切な管理をしなければならない。

業務上知り得た秘密

民間事業者で、本件業務に従事している者又は従事していた者は本件業務の実施に関して知り得た秘密を漏らし、又は盗用してはならない。これらの者が秘密を漏らし、又は盗用した場合には、法第54条により罰則の適用がある。

(3) その他、契約に基づき民間事業者が講ずべき措置等

本件業務の開始及び中止

ア 民間事業者は、締結された契約に定められた業務開始日に、確実に本件業務を開始しなければならない。

イ 民間事業者は、やむを得ない事由により本件業務を中止しようとするときは、あらかじめ美術館と協議し、承認を受けなければならない。

公正な取扱い

ア 民間事業者は、サービスの提供について、利用者を合理的な理由なく区別してはならない。

イ 民間事業者は、本件業務における利用者の取扱いについて、本件施設以外の場で自らが行う事業の利用の有無により区別してはならない。

金品等の授受の禁止

民間事業者は、本件業務において、委託費及び観覧券、カタログ並びにグッズ販売による代金の授受を除き、金品等を受け取る事又は与えることをしてはならない。

宣伝行為の禁止

ア 民間事業者及びその事業に従事する者は、「独立行政法人国立美術館」、「東京国立近代美術館」等の名称を用い、本件業務以外の自ら行う事業の宣伝に利用すること(一般的な会社案内資料において列挙される事業内容や受注業務の1つとして事実のみ簡潔に記載する場合等を除く。)及び当該自ら行う事業が本件業務の一部であるかのように誤認させるおそれのある行為をしてはならない。

イ 民間事業者は、本件施設において、本件施設以外の場で自ら行う事業の宣伝を

行ってはならない。

美術館との契約によらない自らの事業の禁止

民間事業者は、本件施設において、美術館以外の者との契約に基づき実施する事業を行ってはならない。ただし、美術館が特別に認めた場合はこの限りでない。

法令の遵守

本件業務の実施に関し、民間事業者は、関係法令を遵守することとする。

施設及び作品の安全管理

民間事業者は、本件業務を実施するに当たり、受託期間中の事故の防止等、施設及び作品の安全管理については十分配慮しなければならない。なお、事故等が発生した場合は、迅速に対応するとともに、速やかに美術館に報告しなければならない。

記録

民間事業者は、本件業務の実施状況に関する記録を作成し、本件業務を終了し、又は中止した日の属する年度の翌年度から起算して5年間、保管しなければならない。

帳簿、書類

民間事業者は、本件業務に関して帳簿書類を作成し、本件業務を終了し、又は中止した日の属する年度の翌年度から起算して5年間、保管しなければならない。

権利の譲渡の禁止

民間事業者は、委託契約に基づいて生じた権利の全部又は一部を第三者に譲渡してはならない。

権利義務の帰属

- ア 民間事業者は、本件業務の実施が第三者の著作権その他の権利と抵触するときは、その責任において、必要な措置を講じなければならない。
- イ 民間事業者は、本件業務の実施状況を公表しようとするときは、あらかじめ、美術館の承認を受けなければならない。

再委託の禁止等

- ア 民間事業者は、美術館から委託を受けた本件業務の実施に係る業務を一括して第三者に委託し又は請け負わせてはならない。
- イ 民間事業者は、本件業務の実施にあたり、その一部について再委託を行う場合には、原則として、あらかじめ提案書において、再委託する業務の範囲、再委託を行うことの合理性、及び必要性、再委託先の履行能力並びに報告徴収その他管理・運営の方法（以下「再委託先等」という。）について記載しなければならない。
- ウ 民間事業者は、委託契約締結後やむを得ない事情により再委託を行う場合には、再委託先等を明らかにした上で美術館の承認を得ることとする。
- エ 民間事業者は、前記イ又はウにより再委託を行う場合は、再委託先から必要な報告を徴収することとする。
- オ 再委託先は、前記の秘密事項、個人情報等の管理、公正な取扱い、金品等の授受の禁止、宣伝行為の禁止、美術館との契約によらない自らの事業の禁止、権利の譲渡等及び権利義務の帰属について、民間事業者と同様の義務を負うものとする。

委託内容の変更

美術館及び民間事業者は、本件業務の質の向上の推進、又はその他やむを得ない事由により本契約の内容を変更しようとする場合は、あらかじめ変更の理由を提出し、それぞれの相手方の承認を得なければならない。

契約の解除等

美術館は、民間事業者が次のいずれかに該当するときは、民間事業者に対し、委託費の支払いを停止し、又は契約を解除若しくは変更することができる。なお、前記理由により美術館が契約を解除したとき、民間事業者は、違約金として契約金額の100分の10に相当する金額を美術館に納付するとともに、美術館との協議に基づき決定した期日までの間、責任をもって当該業務の処理を行わなければならない。

ただし、前記違約金の定めは、違約金額を超過する損害額についての損害賠償を妨げるものではない。

- ア 偽りその他不正の行為により落札者となったとき
- イ 法第14条第2項第3号若しくは第15条において準用する第10条(第11号を除く。)の規定により民間競争入札に参加する者に必要な資格の要件を満たさ

なくなったとき

- ウ 契約に従った本件業務を実施できなかったとき、又はこれを実施することができないことが明らかになったとき
- エ 前記ウに掲げる場合のほか、契約において定められた事項について重大な違反があったとき
- オ 法令又は契約に基づく報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたとき
- カ 法令又は契約に基づく指示に違反したとき
- キ 民間事業者（その者が法人である場合にあつては、その役員）又はその職員その他の従事者が、法令又は契約に違反して、本件業務の実施に関して知り得た秘密を漏らし、又は盗用したとき
- ク 暴力団員を、業務を統括する者又は従業者としていることが明らかになったとき

委託契約の解釈

委託契約に関して疑義が生じた事項については、その都度、美術館と民間事業者とが協議するものとする。

民間事業者への業務引継ぎ

美術館は、本件業務の実施に関する契約を締結する時に、必要に応じて、民間事業者に業務の引継ぎの指導及び支援を行うものとする。

6 契約により民間事業者が追うべき責任

民間事業者が本件業務を実施するに当たり、故意又は過失により、美術館又は第三者に損害を与えた場合において、その損害の賠償に関し契約書により民間事業者が負うべき責任に関する次の事項を定める。

(1) 美術館から民間事業者への求償

美術館が当該第三者に対する賠償を行ったときは、美術館は民間事業者に対し、当該第三者に支払った損害賠償額(当該損害の発生について美術館の責に帰すべき理由が存する場合は、美術館が自ら賠償の責めに任ずべき金額を超える部分に限る。)について求償することができる。

(2) 民間事業者から美術館への求償

民間事業者が民法第 709 条等に基づき当該第三者に対する賠償を行った場合であつて、当該損害の発生について美術館の責めに帰すべき理由が存するときは、民間事業者は美術館に対し、第三者に支払った損害賠償額のうち自ら賠償の責めに任ずべき金額を超える部分について求償することができる。

(3) 美術館の物品等への損害

民間事業者が美術館の物品等に損害を与えたときは、民間事業者はその損害に相当する金額を損害賠償として美術館に支払わなければならない。

7 民間事業者の委託業務の実施体制及び実施方法

(1) 民間事業者は、以下のとおり、業務実施体制を構築する。

統括管理業務、建築設備維持管理業務

及び環境衛生管理業務：鹿島建物総合管理株式会社

運営支援業務：株式会社協栄

清掃業務及び植栽管理業務：株式会社シービーエス

廃棄物処理業務：三東運輸株式会社

(2) 民間事業者は、「国民に対して提供するサービスの質の向上」「美術作品の保管環境の充実」「業務の効率化」を達成するため、以下の方法により、業務を実施する。

温室度管理の徹底

施設、設備の予防管理及び提案

非常時に対応した訓練体制の構築

従業員への教育の徹底

待遇対応の徹底